

実効性あるギャンブル等依存症対策の実施に向けた決議

ギャンブル等依存症は、他の依存症と同様に、個人の生活や家庭環境に影響を及ぼす可能性がある社会的課題であり、予防、早期支援、回復支援を含む総合的な対応が求められている。

特に近年は、パソコンやスマートフォン等を通じたオンラインギャンブルの拡大が問題視されており、情報啓発や依存症患者に対する適切な支援を含む実効的な対応が求められている。

また、国内初となるＩＲの開業を控える本市としては、他都市の模範となるような、先進的な取り組みを進めていく必要がある。

ギャンブル等依存症対策にあっては、環境の変化に応じた実効性ある取り組みが重要であり、そのためにも国をはじめとした関係機関との密接な連携のもと、基礎自治体が果たすべき役割は大きい。

現在、国においては「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、制度設計が進められており、大阪府においても「ギャンブル等依存症対策基本条例」が施行されるとともに、府市共同で整備する（仮称）大阪依存症センターとして、医師や心理士を配置したワンストップ支援拠点の整備を進めているところである。

こうした既存の制度・枠組みを踏まえ、依存症対策の全国的な水準向上と、地域の実情に即した柔軟な対応を両立させるため、地方公共団体が行う施策に対する安定的かつ継続的な財政支援、ならびに医療・福祉・相談分野における専門人材の育成支援については国に対し、引き続き強く求めていくことが重要である。

よって本市会は、本市が市民に近い基礎自治体としての立場を活かし、以下のとおり取り組むことを強く求める。

記

1. 実態に即した課題を丁寧に把握しながら、推進計画の充実に寄与するための議論と検討を通じて、実効性ある依存症対策を進めていくこと。
2. 本課題が市域にとどまらない広域的な行政課題という面もあるため、広域行政を担う大阪府と緊密に連携しつつ、基礎自治体としての責務を果たしながら、国における依存症対策の議論の進展にも的確に対応していくこと。
3. 必要な法整備や財源など国への要望も含め、あらゆる関係機関と強固な連携のもと

ギャンブル等依存症対策を着実に推進すること。

以上、決議する。